

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国 (熱田税務署長、名古屋東税務署長事務承継者名古屋北税務署長)

平成24年6月27日不受理・確定

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成19年5月17日判決、本資料257号-105・順号10714)

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成20年12月18日判決、本資料258号-250・順号11108)

(上告審・最高裁判所 (第三小法廷)、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成22年4月13日判決、本資料260号-60・順号11416)

(差戻審・名古屋高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年1月27日判決、本資料261号-10・順号11600)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成●●年 (〇〇) 第●●号所得税更正処分等取消請求事件について、同裁判所が平成23年1月27日に言い渡した判決に対し、申立人らから上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

平成24年6月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 須藤 正彦

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

当事者目録

申立人	甲
申立人	乙
申立人	丙
申立人	丁
申立人	戊
申立人	A
申立人	B
上記3名法定代理人親権者	
	丙
	丁
申立人	C
上記8名訴訟代理人弁護士	
	加藤 厚
	加藤 倫子
	木全 圭樹
上記8名補佐人税理士	荒川 章三
上記8名補助参加人	名古屋市
同代表者市長	河村 たかし
同訴訟代理人弁護士	齋藤 勉
	水野 泰二
	木村 俊昭
	鈴木 典行
相手方	熱田税務署長
	多田 藤兵衛
相手方	名古屋東税務署長事務承継者
	名古屋北税務署長
	松本 良二
上記兩名指定代理人	大野 真樹